

令和4年6月2日

第三者評価委員会による評価結果

1. 第三者評価委員会

- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づき、地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、施策の実施状況について調査、分析及び評価（以下「評価等」という。）を行うよう努めることとされており、当該評価等を行った地方公共団体は、その結果を国土交通大臣及び総務大臣へ送付することとされている。
- 国においては、地方公共団体から送付された評価等の結果について「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」に定める助言の要否及びその内容を検討するため、有識者等からなる第三者評価委員会を設置して審議を行うこととされている。
- 裾野市については、令和4年度末に裾野市地域公共交通網形成計画の期間が終了することが予定されていることから、第三者評価委員会による議論を通じ、次期計画の作成に際して有益な助言をしたいとの趣旨により、審議の対象となった。

2. 開催日時

令和4年2月21日（月）13：30～16：00 オンライン形式により開催

3. 裾野市における自己評価（国提出）

令和3年度裾野市地域公共交通活性化協議会第4回（令和4年2月2日開催）において報告のとおり。

4. 結果（助言要旨）

（1） 評価できる取組

- 自主運行バス（すその一）のため廃止、事業者路線（東急千福が丘線）退出により市内の路線バス網が脆弱になることから、令和4年度から地域旅客運送サービス継続事業を実施すること。

（2） 期待する取組

- 次期地域公共交通計画の策定に当たっては、現在の地域公共交通網形成計画に基づき行ってきた地域の公共交通の維持への取り組みに対する反省を踏まえ、地域全体の交通ネットワークを総合的に検討し、最適かつ持続可能な地域公共交通の今後のあり方を市が主体となって関係者

と連携し示すこと。

- 地域公共交通計画に記載された内容が市民に実質的に理解されるよう周知方法を工夫するとともに、実際の市の交通政策が計画の記載内容に沿ったものとなるよう、計画について毎年の評価と適切な合意形成過程を経た上での不断の見直しが行われること。
- 地域公共交通マニュアル（裾野市地域公共交通活性化協議会作成）を活用して移動手段の導入、確保が図れるよう、住民の公共交通に対する理解を促すモビリティマネジメントの取り組み手法も検討すること。
- 地域旅客運送サービス継続事業については、運行開始後の利用状況や利用者の意見を踏まえ、持続可能な路線となるよう、利便性の向上、利用促進を図ること。